

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について  
の改定の主旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門

令和5年2月21日に開催した第10回規制支援審議会において、事務局より「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業進め方について—中立性・透明性の確保について—」の改定案を提示し、審議をいただいた。しかし、事務局からの改定の背景や意図の説明が不十分であったため、改定の可否にまで議論が及ばなかった。

本会合では、事務局より、令和6年度以降に見込まれる状況とそれに対応するために必要な要件を説明した上で当該文書の改定案を示し、議論をいただきたい。

1. 共同研究に係る原則の変更

日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)において、今般、共同研究における金銭の提供・収受についての原則が変更となった。従来、参画機関の間で等分に研究を分担することにより金銭の提供・収受を行わないことが原則であった。これが令和5年度の規程改定により改められ、実験施設の利用等で生じる経費を参画機関が相応に分担するため、金銭の提供・収受を適切に行うことが原則となった。このため、原子力機構において共同研究を企画する際には、全体の経費積算内訳と参画機関の分担を検討し、契約手続き担当部署である JAEA イノベーションハブが承認することとなった。

安全研究・防災支援部門(以下「部門」という。)が行う共同研究においては、中立性の確保は、金銭の提供・収受がないことで担保されるという考え方を改め、適切に提供・収受し相応に分担することにより担保されることとする。

2. 受託事業に従事させる者と従事させない者

部門は、原子力規制委員会からの受託事業の実施に当たって、より厳密に利益相反を排し中立性を確保するために、本文書の主要な点を引き続き維持するものの、記述が難解であった点については改めることとする。

部門が本務又は兼務の職員等を原子力規制委員会からの受託事業に従事させる原則を明記し、利益相反が生じる者を従事させないことを簡潔に示す。具体的には、

- 原子力事業者等からの出向者、
- 原子力規制委員会から受託する事業の目的に対して、同じ技術課題に係る原子力事業者等からの受託事業に携わる職員等、
- 原子力規制委員会から受託する事業が個別施設の規制課題解決を目的とする場合は、当該施設の管理に携わる職員等

は、従事させない。

ただし、委託主である原子力規制委員会が認める場合にあってはこの限りではない。

以上